



願いするものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年7・8月の委員会等の予定及び令和3年第3回定例会について」を報告してください。

部長 まず、令和3年7・8月の委員会等の予定についてです。閉会中の常任委員会は、総務文教常任委員会を7月28日、社会常任委員会を7月29日、建設環境常任委員会を7月30日に、いずれも9時から開催します。また、第3回定例会開催のための会派代表者会議を8月19日に、議会運営委員会・議案説明会を8月23日に開催する予定です。開催場所については、議会運営委員会は第二委員会室、議案説明会は本会議場です。

次に、第3回定例会の日程についてです。第3回定例会は、8月27日を初日とし、一般質問は9月3日、6日、7日及び8日の4日間、総務文教常任委員会は9月10日、社会常任委員会は9月13日、建設環境常任委員会は9月14日に開会します。決算特別委員会は、9月21日、22日、24日の3日間を予定し、27日を予備日としています。最終日前の議会運営委員会を10月4日に行い、最終日は5日を予定しています。

市長 続いて、報告事項2「5Gアンテナ基地局設置に係るワンストップ窓口の設置等について」を報告してください。

部長 都は、東京都内に5G（第5世代移動通信システム）を中心とした高速モバイルインターネット網であるTOKYO Data Highwayを早期に構築することを目指しており、現在、都が保有する約1万5千件の公有財産をデータベース化して公開するとともに、通信事業者と東京都各局間の調整を行うワンストップ窓口を運営し、通信事業者の5Gアンテナ基地局設置の促進に向けた取組を行っており、区市町村とも連携することで、更に加速させることとしています。

市においても、5G通信エリアが整備されれば、地域住民の利便性の向上につながることから、都の取組と連携し、市の公有財産のデータベースの公開及びワンストップ窓口の設置を進めることとします。

まずは、公有財産データベースを所管課において内容確認し、設置に不適当なもの除外等を行った後、市ホームページにおいて公開します。更に、ワンストップ窓口を政策室に設置し、窓口を一本化するとともに、通信事業者と所管課の橋渡しをします。具体的な流れについては、資料中の「ワンストップ窓口事務フローのイメージ」を御覧ください。現地調査の申込みまではワンストップ窓口が対応し、その後は所管課において通信事業者と直接やり取りすることとなります。庁議終了後、事務連絡を発出しますので、内容を確認の上、7月16日までに政策室に提出いただくようお願いします。

- 市長 その他に入ります。  
SDGsについてです。  
前期基本計画において、各施策とSDGsの17の目標との関係を整理しているとおり、各部において施策の実施に伴いSDGsを推進しているところですが、取りまとめについては企画財政部が行うこととします。  
その他お知らせはありますか。
- 部長 東京2020オリンピック関連事業についてです。  
6月2日の庁議で報告しました、東京2020オリンピック関連事業について、東京都のコミュニティライブサイト・パブリックビューイングの中止決定を受け、市においても8月7日及び8日に実施予定であったコミュニティライブサイトについては中止を決定しました。  
また、7月9日に実施予定となっているオリンピック聖火リレーについても、今後の状況により中止となる可能性があります。  
パラリンピック聖火ビジットについては、現段階では変更等の情報は無いため、予定通り実施予定となっています。
- 市長 他に何かありますか。
- 部長 契約に係る事業主管課検査の徹底についてです。  
契約の適正な履行を確保するため、適正な検査の実施をお願いしているところですが、検査の実効性を担保し、適正に契約履行を完了するため、改めて各契約に係る事業主管課検査について、確実に実施するようお願いします。  
検査の時期については、工事の場合、受領日を含み14日以内、工事以外の場合、受領日を含み10日以内となっています。必要に応じて、適宜仕様書に記載することで、履行途中での検査も可能です。  
検査の方法については、物品購入契約、業務（工事）委託契約いずれも契約書・仕様書等関係書類に沿って適正に検査をしてください。具体的には、物品購入契約であれば数量や質が適正か、例えば納品物に乱丁がないか、印刷されたQRコード・SPコードが適正に読み取れるか等を、業務（工事）委託契約については、事業計画が提出されているか、事業計画書に沿って工程どおり業務が遂行されているか、設計書どおり完了しているか等を確認してください。  
検査後の処理ですが、今後は、完了の検査報告書を2部作成し、決裁完了後、1部は事業主管課が保管し、1部は受注者に渡し、受注者に保管させるようにしてください。  
今後の契約については、契約書又は仕様書に「受注者は、業務完了後、必ず発注者の検査を受け、発注者が作成する検査報告書（完了）を受領すること。」や「支払いの請求は、検査報告書（完了）受領後に発注者に対し請求す

るものとする。」といった文言を明記してください。

なお、1件10万円未満の物品購入等の契約等については、検査報告書（完了）の作成を省略することができます。その場合は、納品書を受領する等、適切に処理を行ってください。検査は仕様書に沿って行うことが基本となりますが、案件ごとに様々な対応が必要になりますので、検査項目、方法等で不明な点があれば、総務課検査担当まで相談してください。

市長 他に何かありますか。

部長 各課のマニュアルについてです。

各課が所管する業務におけるマニュアルについては、Garoonの「庁内定型文書等」内の「マニュアルのひろば」に掲載し、いつでも職員が確認できるようにしてください。既に作成されているが未掲載のものについては早急に掲載し、これから作成するものについては7月16日までに作成の上、掲載してください。

市長 他に何かありますか。

部長 令和3年度狛江市総合水防訓練の実施結果についてです。

今回は緊急事態宣言期間中であったため、参加職員や参加機関を限定して実施しました。一連の訓練に際し、市職員を始め、避難所運営協議会の方、各小中学校の先生方、その他関係機関合わせて316人に参加いただきました。

まず、災害対策本部訓練は、タイムラインのゼロアワーを跨ぐ時間軸を想定して実施し、水害の発生が差し迫った状態から台風通過後の被災者対応までを検討しました。また、避難所開設・運営訓練では狛江第一中学校において、福祉保健部で協定を締結している介護タクシー業者及び市民の方に協力いただき、避難の際に配慮が必要な方への対応を確認しました。

排水樋管対応訓練については、6月6日及び20日に、想定現場を変更して実施しました。消防団による排水ポンプ車の運用や下水道課職員による樋管操作の実働訓練も併せて実施し、より実践的な訓練になりました。

また、訓練全体を通してコマラジに4時間の水害対策特番が編成され、その中で緊急放送を実践することで、市民の参加を制限する中であっても、水害対策の啓発や重要性を訴えることができました。

令和元年東日本台風による水害を経験した市として、今後も訓練を継続していきます。

市長 他に何かありますか。

部長 電話リレーサービスの開始についてです。

令和2年12月1日に施行された、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律において、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

をすることができる者として、3年1月に一般財団法人日本財団が総務大臣より指名されました。

本サービスは、聴覚や発話に困難のある方とそれ以外の者との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスとなっており、令和3年7月1日より開始が予定されています。通訳を必要とする方が事前登録等を行い、指定電話番号にかけることにより、オペレーターが仲介し、代わりに電話を行います。

電話を受ける側は、登録等を行う必要はありませんが、オペレーターより通訳を行う旨が最初に伝えられますので、通常に話すことで、その内容をオペレーターが通訳を行います。詳細については、庁議終了後に事務連絡を发出するほか、広報こまめ及び市ホームページの掲載と併せて、関係団体への周知、手帳所持者に対して個別に郵送にて案内を発送する予定です。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、6月29日午前9時00分から開催します。